

四日市市告示 第524号

道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条の規定により放置自動車等の保管状況を次のように告示する。

平成28年 12月15日

四日市市長 田 中 俊 行

1. 保管した違法放置物件の車種車名、台数、その他

- ・車種 軽自動車
- ・車名 ホンダライフ 薄桃色
- ・形状 箱型
- ・台数 1台

2. 保管した違法放置物件の放置されていた場所及び、その違法放置物件を除去した日時

- ・放 置 場 所 四日市市楠町南五味塚261先 市道（旧県道五味塚樋門線）上
- ・除却した日時 平成28年 5月10日午後1時00分

3. 違法放置物件の保管を始めた日時及び保管場所

- ・保管を始めた日時 平成28年 5月10日午後1時30分
- 保管場所 三重県四日市市生桑町995-58 四日市市道路整備課作業所

3. 前3号に掲げるもののほか、保管に係る車両の放置期間の把握及び確認期間等返還の参考事項

- ・放置把握期間 平成28年3月20日から平成28年3月24日まで
- ・放置確認期間 平成28年3月24日から平成28年 5月10日
起算して48日以上
- ・保管期間 除去した日から起算して215日

5. 連絡先

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 都市整備部道路管理課 管理係 TEL059-354-8209